２．教職課程の履修について

このページでは、主に編入生・転科生を対象とした教職課程の履修方法を説明しています。
本学では、所定の単位を修得し、卒業することにより以下の教員免許状が取得可能です。

<table>
<tr><th>卒業学科</th><th colspan="2">免許状の種類・教科</th></tr>
<tr><td rowspan="3">日　本　画　学　科
油絵学科　油絵専攻
油絵学科 グラフィックアーツ専攻
彫　刻　学　科
視覚伝達デザイン学科
工芸工業デザイン学科
空間演出デザイン学科
芸　術　文　化　学　科</td><td rowspan="2">高等学校教諭一種免許状</td><td>美術</td></tr>
<tr><td>工芸</td></tr>
<tr><td>中学校教諭一種免許状</td><td>美術</td></tr>
</table>

※建築学科･基礎デザイン学科･デザイン情報学科及び造形構想学部の学科は、課程認定を受けていないため、**教職課程の履修ができません。**

教員免許状取得は、卒業所要単位数に加えて、教職免許法に定められた単位を修得する必要があります。また、教職課程の必修科目と時間割が重複し、希望する他の科目が履修できないなどかなりの履修上の負担を覚悟しなくてはなりません。特に、編入学・転科後にゼロから教職課程の履修を開始した場合、免許状取得に必要な全単位を卒業までに修得することはできません。編入・転科前から前の所属先で教職課程を履修していた場合も、卒業までに免許状取得に必要な全単位を修得することは極めて困難です（ただし、未修得単位については卒業後に科目等履修生として修得することが可能です）。また卒業後に教職に就くことはかなりの狭き門となっており、相当の熱意を持って臨まなくてはなりません。 教員免許状取得希望者は、こうした状況をよく理解した上で下記手続を行ってください。なお教職課程を履修する場合、教職課程履修費（27,000円）が別途必要となります。

(1) 履修相談について

2027年3月18日(木)までに電話にて予約の上、2027年3月23日(火)~3月26日(金) の期間に、1 号館2 階教務チーム資格担当窓口にて**履修相談を必ず受けて**ください。受付期間について都合の悪い場合も3月18日(木)までにご連絡ください。
事前に連絡がない場合、期間以外の履修相談は受付けられません。
予約先電話番号：042-342-6044（教務チーム資格担当…祝日を除く月～土9:00-12:40/13:40-16:30に受付）

履修相談の際には、次の書類を必ず持参してください。

・「学力に関する証明書」 ： 以前に在籍していた大学・短期大学から入手してください。教職課程の履修の有無にかかわらず証明を受けることができる場合があります。この「学力に関する証明書」だけは、その写しを事前にお届けいただくことになります(詳細は予約の電話の際に説明します)。なお、「成績証明書」とは異なるので注意してください。
・「介護等体験終了証明書」：介護等体験を実施済の場合
・「教員免許状」(原本)　：他教科等の教員免許状を取得済の場合

(2) 教職課程の履修継続を希望する転科生(通信教育課程からの転籍生を含む)

教職課程は、教職課程認定を受けている学科・専攻に転科した場合にのみ履修継続が可能です。履修継続を希望する場合は、改めて教職課程履修手続（「教職課程履修願」の提出) が必要です。前期履修登録第1期間開始日までに1号館 2階教務チーム 資格担当窓口までお越しください。